

給 2 - 5 3

令和 8 年 4 月 1 日

人事院事務総局給与局長

「人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の「専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職」について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の「専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職」について（令和 4 年 1 月 1 日 18 日給 2—174）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則」という。）別表第 2 の行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第 5 項若しくは第 7 項、専門行政職俸	1 人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則」という。）別表第 2 の行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第 5 項若しくは第 7 項、専門行政職俸

給表初任給基準表の備考第4項若しくは第6項、税務職俸給表初任給基準表の備考第2項若しくは第4項、公安職俸給表(一)初任給基準表の備考第2項若しくは第6項又は公安職俸給表(二)初任給基準表の備考第3項若しくは第6項の規定（以下「行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定」という。）の「専門的な知識、技術又は経験」とは、大学院の博士課程及び修士課程等で得られる専門的な知識、技術及びこれらの課程において自ら研究課題を設定し研究活動を実施することにより創造力、自立力等を磨くなどの専門的な経験をいう。したがって、採用後の業務を通じて得た知識、技術又は経験は含まれない。

2 (略)

3 職員が採用後に博士課程又は修士課程等を修了し、当該課程で得られる専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職への異動をして行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受ける

給表初任給基準表の備考第5項若しくは第7項、税務職俸給表初任給基準表の備考第2項若しくは第4項、公安職俸給表(一)初任給基準表の備考第2項若しくは第6項又は公安職俸給表(二)初任給基準表の備考第3項若しくは第6項の規定（以下「行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定」という。）の「専門的な知識、技術又は経験」とは、大学院の博士課程及び修士課程等で得られる専門的な知識、技術及びこれらの課程において自ら研究課題を設定し研究活動を実施することにより創造力、自立力等を磨くなどの専門的な経験をいう。したがって、採用後の業務を通じて得た知識、技術又は経験は含まれない。

2 (略)

3 職員が採用後に博士課程又は修士課程等を修了し、当該課程で得られる専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に就いて行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることと

<p>こととなった場合は、当該異動は規則第25条第1号の「初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動」に該当する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>なった場合は、規則第25条第1項の「初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合」に該当する。</p> <p>4 (略)</p>
--	--

以 上